

委員会提出議案第 号

阪神水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則について

阪神水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日 提出

阪神水道企業団議会議会運営委員会
委員長 壬 生 潤

阪神水道企業団議会会議規則の一部を改正するする規則

阪神水道企業団議会会議規則（昭和42年2月27日議決）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第41条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第94条 議長は、請願文書表の配布とともに、<u>請願を議会運営委員会に付託する。ただし、議長において議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認める請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第112条 懲罰については、議会は、<u>第36条第3項の規定にかかわらず</u>、委員会の付託を省略して議決することはできない。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第117条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>(委員会の審査または調査期限)</p> <p>第41条 議会は、必要があると認めるときは、<u>委員会の付託した事件の審査または調査</u>につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第94条 議長は、請願文書表の配布とともに、<u>議長が特に必要があると認める請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第112条 懲罰については、議会は、委員会の付託を省略して議決することはできない。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第117条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p>

<p>(1)から(3)まで 省略</p> <p>(4) 職務のため議場に出席した<u>事務局職員</u>の職氏名</p> <p>(5)から(15)まで 省略</p> <p>2 議事は、<u>録音の方法</u>によつて記録する。 (会議録の配布<u>及び公開</u>)</p> <p>第118条 会議録は、<u>印刷又は電子情報化して、議員及び関係者に配布するとともに、広く一般に公開する。</u></p>	<p>(1)から(3)まで 省略</p> <p>(4) 職務のため議場に出席した<u>職員</u>の職氏名</p> <p>(5)から(15)まで 省略</p> <p>2 議事は、<u>速記法</u>によつて速記する。 (会議録の配布)</p> <p>第118条 会議録は、<u>印刷して、議員及び関係者に配布する。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(理由)

現行の議会運営の状況を勘案し、所要の改正を行おうとするものである。